

資料 2 - 1 報告事項 1

令和 8 年 3 月 26 日

土木部公園整備担当課

第 205 回板橋区都市計画審議会報告事項

「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画」について

第 205 回板橋区都市計画審議会（令和 8 年 1 月 20 日開催）にてご報告いたしました、「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画について」（以下、「本報告事項」という。）における報告資料中、板橋緑地の変更後の面積の記載に誤りがございました。審議会委員の皆様には、十分な確認を行わなかったことにより、誤った内容による報告を行ってしまい、誠に申し訳ございませんでした。

本年 2 月 26 日に本報告事項の記載の誤りが発覚し、準備期間が確保できなかったことから、本日の都市計画審議会は概要のみをご報告いたします。

なお、次回の第 207 回板橋区都市計画審議会においては、改めて、訂正した都市計画図書一式の資料を用いて、都市計画変更の内容をご報告する予定でございます。

1 本報告事項の主な訂正内容

正	誤
東京都市計画緑地第 9 号板橋緑地 面積 約 14.2 ha	東京都市計画緑地第 9 号板橋緑地 面積 約 13.8 ha

2 記載の誤りが生じた主な理由

板橋緑地の全体面積の算出は、東京都から提供を受けた GIS（地理情報システム）データを用いています。区において GIS データによる求積面積を集計する際に、誤った数値を入力して面積を算出した結果、都市計画図書等の記載に誤りが生じることとなりました。

3 これまでの経緯及び今後のスケジュール

令和 7 年 10 月 1 日～10 月 15 日 都市計画法第 16 条に基づく、公告・原案説明会
令和 8 年 1 月 20 日 板橋区都市計画審議会 変更内容・説明会結果について報告
令和 8 年 3 月 26 日 板橋区都市計画審議会 誤りの概要について報告
令和 8 年 4 月頃 原案の公告・説明会（訂正）
令和 8 年 5 月頃 板橋区都市計画審議会 変更内容について報告（訂正）
令和 8 年 7 月頃 都市計画法第 17 条に基づく、公告・縦覧（2 週間）
令和 8 年 9 月頃 板橋区都市計画審議会 付議
令和 8 年 10 月頃 都市計画決定・告示
令和 8 年 12 月頃 都市計画事業認可